

# 「定額給付金」・「子育て応援特別手当」の支給について

申請書発送  
給付開始

3月27日（金）  
4月下旬ごろ

景気後退による、住民の生活支援や地域経済対策を目的にした、2008年度第2次補正予算関連法が3月4日（水）に国会で成立しました。これに伴い、「定額給付金」・「子育て応援特別手当」の支給が全国の市町村で開始されました。  
本町でも、この成立により準備を進め、3月（先月）27日（金）に申請書を送付し、4月（今月）下旬から給付を開始することとなりました。  
「定額給付金」・「子育て応援特別手当」の概要は次のとおりです。

## 定額給付金

### ▶ 給付対象者

平成21年2月1日（基準日）において、次の要件のいずれかに該当する人です。

- ▽ 須恵町の住民基本台帳に記載されている人
- ▽ 須恵町の外国人登録原票に登録されている人
- ▽ 特別永住者
- ▽ 在留資格を有して在留する人
- ▶ 申請・受給者
- ・ 住民基本台帳に記載されている人に

ついては、その人の属する世帯の世帯主。

外国人登録原票に登録されている人のうち給付対象者の要件に該当する人については、その人。

### ▶ 給付額

給付対象者1人につき1万2000円。ただし、基準日において65歳以上の人および18歳以下の人については、1人につき2万円です。

### ▶ 給付方法

申請・受給者に対し、申請に必要な

### 書類を3月27日（金）に送付しました。

申請・受給者は、郵送または窓口での提出により給付の申請を行います。その後、審査して給付の決定を行い、口座への振込みにより給付します。  
※給付決定については、公的身分証明書により十分な本人確認を行います。

### ▶ 給付開始・申請期限

給付開始は4月下旬ごろを予定しています。

申請・受給者の申請期限は10月1日までです。

### ▶ 問合せ先

定額給付金担当  
☎ 932・1151

## 子育て応援特別手当

### ▶ 支給となる子

平成14年4月2日から同17年4月1日までに生まれた人で、第2子以降である子に支給されます。

※第2子以降の判定は、18歳までの子を基準とします。

※外国人登録原票に登録されている人で、正規在留者に限りません。

### ▶ 申請・受給者

支給対象となる子の世帯の世帯主です。

※支給基準日である平成21年2月1日時点の住民基本台帳、外国人登録原票に登録されている人。

### ▶ 給付額

支給対象児童一人あたり3万6000円（1回払い）です。

### ▶ 給付方法

申請・受給者に対し、申請に必要な

### 書類を3月27日（金）に送付しました。

申請・受給者は、窓口で申請書を提出して申請を行います。その後、審査して給付の決定を行い、口座への振込みにより給付します（世帯主以外の人による申請もできますが委任が必要です）。  
※給付決定には、次のような確認を行います。

- ・ 公的身分証明書による本人確認
- ・ 通帳による振込み先口座の確認
- ・ 保険証による扶養関係の確認

### ▶ 給付開始・申請期限

給付開始は4月下旬ごろを予定しています。

申請・受給者の申請期限は9月30日までです。

### ▶ 問合せ先

子ども教育課 ☎ 932・1151

## 定額給付金の給付まで

※平成21年2月1日現在

### ① 世帯主あてに申請書を送付します

必要事項を記入します。  
本人確認のための公的身分証明書と振り込みのための金融機関の口座番号が分かる通帳などの写しを添付してください。



### ② 申請書を提出

郵送または役場窓口で提出してください。  
申請書の提出期限は給付申請の受け付け開始日から6か月以内です。



### ③ 給付金を指定口座に振込み

振込み金額は次のとおりです。  
1人につき 1万2000円  
65歳以上および18歳以下 2万円



## 定額給付金の給付をよそおった「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください

今般、成立した「定額給付金」・「子育て応援特別手当」に関して、

- 市区町村や総務省などがATM（銀行・コンビニなどの現金自動預払機）の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- 市区町村や総務省などが、「定額給付金」・「子育て応援特別手当」の給付のために、手数料などの振込を求めることは絶対にありません。
- 市区町村や総務省などが住民のみなさんの世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報を照会することは、絶対にありません。

ご自宅や職場などに市区町村や総務省（の職員）などがかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談電話（#9110））にご連絡ください。